

輪之内町法定外公共物占用等料金表

<土地占用料金表>

使用区分		単位	金額(円)	
1 電柱、電線、その他これらに類する工作物の設置	(1) 電柱その他の柱類	ア 電柱	1本につき1年 1,700	
		イ 電話柱	970	
		ウ その他の柱類	75	
	(2) 電線その他の線類	ア 上空に設けるもの	長さ1mにつき1年	10
		イ 地下に設けるもの		5
	(3) 変圧器	ア 地上に設けるもの	1個につき1年	730
		イ 地下に設けるもの	占用面積1㎡につき1年	500
	(4) 変圧塔その他これに類するもの又は公衆電話所		1個につき1年	1,500
(5) 郵便差出箱			630	
(6) 広告塔		表示面積1㎡につき1年	1,400	
(7) (1)から(6)までに掲げるもの以外のもの		占用面積1㎡につき1年	1,500	
2 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件の設置	(1) 外径が0.1m未満のもの	長さ1mにつき1年	50	
	(2) 外径が0.1m以上0.15m未満のもの		75	
	(3) 外径が0.15m以上0.2m未満のもの		100	
	(4) 外径が0.2m以上0.4m未満のもの		200	
	(5) 外径が0.4m以上1m未満のもの		500	
	(6) 外径が1m以上のもの		1,000	
3 鉄道、軌道その他これらに類する施設又は歩廊、雪よけその他これらに類する施設の設置		占用面積1㎡につき1年	1,500	
4 通路の設置	(1) 上空に設ける通路	占用面積1㎡につき1年	910	
	(2) 地下に設ける通路		460	
	(3) その他のもの		1,500	
5 露店、商品置場その他これらに類する施設の設置		占用面積1㎡につき1月	140	
6 看板、標識その他これらに類する工作物の設置	(1) 看板(アーチであるものを除く。)	占用面積1㎡につき1年	1,400	
	(2) 標識	1本につき1年	1,200	
	(3) 旗ざお	1本につき1月	140	
	(4) 幕(7の項に掲げるものを除く。)	その面積1㎡につき1月	140	
	(5) アーチ	ア 道を横断するもの	1基につき1月	1,400
イ その他のもの			680	
7 工事中板囲、足場その他の工事中施設の設置又は土石、竹木その他の工事中材料の保管		占用面積1㎡につき1月	140	
8 住宅、物置等主として住居の用に供するもの		占用面積1㎡につき1年	170	
9 店舗、工場等主として営業の用に供するもの		占用面積1㎡につき1年	350	
10 田畑、放牧場等主として農業の用に供するもの		占用面積1㎡につき1年	8	
11 1の項から10の項までに掲げる用途以外の用途		その都度町長が定める額		
12 前各号以外のもの				
備考				
1 占用面積若しくは幕の面積又は長さに1㎡未満又は1m未満の端数がある場合は、当該端数は、1㎡又は1mとして計算する。				
2 占用料の額の単位が年額により規定されている場合であって占用期間に1年未満の端数があるときは、当該端数の部分に係る占用料の額は、月割により計算する。この場合において、1月未満の端数があるときは、当該端数は、1月として計算する。				
3 占用料の額の単位が月額により規定されている場合であって占用期間が1月未満の端数があるときは、当該端数は、1月として計算する。				
4 1件当たりの占用料の額が100円未満の場合は、100円に切り上げる。				

輪之内町法定外公共物占用等料金表

<産出物採取料金表>

種別	単位	金額(円)	備考
砂利	1 m <sup>3</sup>	220	1 採取料を算定する場合に 計算単位に端数を生じたときは、1 m <sup>3</sup> 未満は1 m <sup>3</sup> に、 100 k g 未満は100 k g に 切り上げる。 2 1 件の採取料の額が100 円未満のときは、100 円と する。
砂	1 m <sup>3</sup>	220	
土砂	1 m <sup>3</sup>	220	
れき(栗石)(径5 c m以上15 c m未満のもの)	1 m <sup>3</sup>	220	
玉石(径15 c m以上30 c m未満のもの)	100 k g	176	
転石(岩石を含む。30 c m以上のもの)	100 k g	176	
粘土質(堤防土及び肥料土を含む。)	1 m <sup>3</sup>	220	
上記以外のもの	その都度町長が定める額		